

告 示

埼玉県告示第千四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、神鳥荻島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	濱 田 光 孝	埼玉県羽生市大字喜右エ門新田千五百六十六番地